

熊本市公報(契約)

第3号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成30年1月17日

目次

○入札公告（コピー用再生紙A4（共通紙）他）	1
○再度公告（下水汚泥収集運搬及び処分（セメント）業務委託）	8
○再度公告（下水汚泥収集運搬及び処分（コンポスト）業務委託）	15

契約公告第21号

平成30年1月17日

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一史

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 調達物品名 | コピー用再生紙A4（共通紙）他 |
| (2) 品質・形状 | 仕様書のとおり |
| (3) 数量・単位 | 1冊（単価契約） |
| (4) 納入場所 | 指定場所 |
| (5) 履行期間 | 平成30年4月1日～
平成30年9月30日 |
| (6) 納入期限 | 発注後7日以内 |
| (7) 1回あたりの最低発注数量 | A3以外は5冊、A3は3冊 |
| (8) 今期発注見込数量 | 別紙仕様書のとおり
(あくまでも見込であり、発注を確約するものではない) |
| (9) 今後購入が予定される数量及び入札公示時期 | コピー用再生紙（A4） 約100,000冊
コピー用再生紙（A3） 約6,000冊
コピー用再生紙（B5） 約7,000冊
コピー用再生紙（B4） 約28,000冊
平成30年7月下旬 |

2 担当部局

契約条項を示す場所、入札手続及び競争入札参加資格確認申請等に関する問い合わせ先
〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

電話：096-328-2111 内線：2137

ファックス：096-359-7689

3 入札手続の種類及び入札方法等

- (1) この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。
- (2) この案件は電子入札対象案件であり、熊本市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した手続により実施するものとする。なお、入札参加者側のシステム障害等の理由により電子入札システムを利用できない場合は、熊本市電子入札（物品調達等）運用基準（平成19年告示第279号。以下「運用基準」という。）の定めに従い、事前に手続を行うこと。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市物品売買（修理）契約に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱（平成13年10月1日施行。以下「参加資格要綱」という。）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。かつ、平成30・31年度物品競争入札参加資格申請を提出し、受理されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

平成30年1月17日から平成30年2月1日まで

熊本市電子入札ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後4時まで。（ただし、正午から午後1時までを除く。）熊本市電子入札ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等については、入札書提出期限までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

- (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無につ

いて市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

運用基準の定めるところにより、電子入札システムで提出すること。電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。なお、運用基準において、申請書等の全部又は一部を郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとしているので、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出。なお、入札参加者側のシステム障害等の理由で持参又は郵送する場合は様式第 1 号による。）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）

イ 提出期限

平成 30 年 2 月 1 日午後 4 時まで

運用基準の規定により郵送する場合は、期限までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 送付先（運用基準の規定により郵送する場合）

〒 8 6 0 - 0 8 0 6

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

なお、封筒の表面に申請する「調達物品名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 提出先（運用基準の規定により持参する場合）

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

カ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

キ 参加資格者名簿に登録されていない者の取り扱い

4 (1) に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は 5 (2) キ(カ) の担当部局で配布する（配布については休日を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は午前 9 時から午後 4 時まで。

（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331&class_set_id=2&class_id=195

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申

請書在中」、「調達物品名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで。（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

平成 30 年 2 月 1 日（休日を除く。）午後 4 時まで

郵送する場合は、期限までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 送付先（郵送する場合）

〒860-0806

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

(カ) 提出先（持参する場合）

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)キの申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りではない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、電子入札システムにより通知する。（ただし、運用基準の規定により紙入札方式により参加するものについては、これを書面により通知する。）

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認すること。

イ 提出期間

平成 30 年 1 月 18 日から平成 30 年 2 月 23 日（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 提出先

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

ファックス：096-359-7689

メールアドレス：keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。(なお、熊本市電子入札ホームページにも掲載する。)

ア 閲覧期間

平成30年2月26日までに開始し平成30年3月5日まで(休日を除く。)とする。

イ 閲覧場所

8(1)ウの場所

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、紙入札方式により参加する場合は、持参又は郵送により提出すること。電送(ファックス、電子メール等)による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 電子入札システムによる場合

平成30年3月5日午後4時までに運用基準の定めるところにより提出することとし、入札内訳書を電子添付すること。

イ 運用基準の規定により郵送による場合

- (ア) 平成30年3月5日午後4時までに運用基準の定めるところにより提出すること。期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。なお、入札書は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を明記すること。なお、再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を明記し、同封すること。また、中封筒には入札書に押印した印鑑と同じもので封印すること。

(イ) 送付先

〒860-0806

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアルビル生命ビル 2 階

熊本市長(熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班)宛

ウ 運用基準の規定により持参(紙入札方式)による場合

(ア) 入札日時

平成30年3月6日 午前10時00分

(イ) 入札場所

熊本市中央区花畑町 9 番 6 号

マスミューチュアル生命ビル 2 階

熊本市総務局契約監理部契約政策課 入札室

- (2) 入札は、予定数量を基にしたウエイトに単価を乗じて算出した合計金額の競争(詳細は、別紙「入札方法について」を参照のこと。)にて行い、契約は、1冊あたりの単価とする。落札決定にあたっては、電子入札による場合は、入札内訳書(紙入札方式は、入札

書の内訳箇所)に記載された単価に100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札単価とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった各契約希望単価の108分の100に相当する金額を記載すること。契約時(税込)に端数が生じる場合は、小数点以下は切り捨てるものとする。

- (3) 入札執行回数は、2回までとする(2回目以降の入札書の提出については、別途通知する。)。なお、再入札において、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送したもので再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札書及び入札内訳書(電子入札による場合のみ)を提出した後は開札の前後を問わず、引き換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、その者のすべての入札書及び入札内訳書を無効とする。
- (6) 3桁のくじ番号の記載がない入札書は無効とする。
- (7) 1回目の入札で棄権、辞退、無効となった者は、再度入札(2回目)には参加できないものとする。
- (8) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (9) 無効とした入札書及び入札内訳書は、返却しないものとする。

1 1 開札等

- (1) 入札書は、以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

ア 開札日時

平成30年3月6日 午前10時00分

イ 開札場所

熊本市中央区花畑町9番6号

マスミューチュアル生命ビル2階

熊本市総務局契約監理部契約政策課 入札室

- (2) 10の方法によらないで提出された入札書及び入札内訳書は、これを無効とする。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 10(2)で記載した内訳の各々を合計した金額が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 3 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果について契約政策課での閲覧及び熊本市電子入札ホームページにより公表を行うものとする。

1 4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第 5 条に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 22 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市電子入札ホームページに掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得及び運用基準を熟読のうえで行うこと。また、電子入札システムの操作方法については、熊本市電子入札ホームページに掲載するマニュアル等を参照のこと。なお、熊本市電子入札ホームページの URL は、次のとおり。

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

(9) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 5 Summary

(1) Language and currency to be used:

Japanese language and Japanese yen only

(2) Name and volume of goods:

Copy paper Size A4 (500 Sheets)--- about 80,000packs

Copy paper Size A3 (500 Sheets)--- about 4,000packs

Copy paper Size B5 (500 Sheets)--- about 9,000packs

Copy paper Size B4 (500 Sheets)--- about 12,000packs

(3) Deadline for submitting bidding documents

No later than 10:00AM on March 6th, 2018 (Tuesday)

(4) Contact information

1-1 Tetorihoncho, Chuo-ku, Kumamoto City, 860-8601

Contract Policy Section, Contract Management Unit, General Affairs Bureau

City of Kumamoto

Tel: 096-328-2111 ext. 2137

上下水道局契約公告第 1 2 号

平成 3 0 年 1 月 1 7 日

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日付け上下水道局契約公告第 3 9 5 号で公告した下水汚泥収集運搬及び処分（セメント）業務委託に係る条件付一般競争入札について、入札に参加する者が 2 者に満たなかったため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 2 4 年上下水道局規程第 2 5 号。以下「特例規程」という。）第 2 条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 4 年規則第 1 0 2 号。以下「特例規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり再度公告する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

下水汚泥収集運搬及び処分（セメント）業務委託

(2) 概要

下水道処理施設から発生する下水汚泥（脱水汚泥）を関係法令に基づき収集運搬し、セメント化により処分を行う業務

(3) 履行場所（排出場所）

中部浄化センター（熊本市西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号）外 4 箇所

(4) 履行期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

※ ただし、受託者決定の日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの期間は、業務引継ぎ及び研修等の期間とし、それらの費用については、受託者の負担とする。

(5) 年度毎の見込数量

ア 平成 3 0 年度 8, 2 4 0 トン／年

イ 平成 3 1 年度 9, 1 1 0 トン／年

ウ 平成 3 2 年度 7, 4 9 0 トン／年

(6) その他注記事項

ア 業務の詳細は、仕様書等を参照すること。

イ 見込数量のため、変動があることに留意すること。

ウ 1 トンあたりの単価契約とする。

2 担当部局

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局維持管理部水相談課
電話 0 9 6 - 3 8 1 - 5 6 1 0 （直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は業務を連携して行うグループとし、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 単独企業及びグループの構成員に共通する資格要件

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、第 1 分類「廃棄物処理業務」・第 2 分類「産業廃棄物収集運搬、処分業務」として熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 2 0 年告示第 7 3 1 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 2 1 年告示第 1 9 9 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

ク 本件入札に参加する単独企業及びグループの構成員は、他のグループの構成員として複数に参加していないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 下水汚泥をセメント原料として再利用可能な処分場を有する者であること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 4 条第 1 項及び第 6 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（分類は、いずれも汚泥）を受けている者であること。

ウ 1 日あたり最大 6 0 トンの収集運搬及び処分が可能なこと。

エ 使用車両（リース車両も可とする。以下同じ。）を 6 (2) に規定する申請書等の提出期限日までに、産業廃棄物収集運搬業許可車両として登録できる者であること。かつ使用車両は、汚泥の飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩がなく適正な運搬ができる車両であること。

(3) グループ参加の資格要件

ア 提携して業務を行うグループの全ての構成員が(1)に定める資格要件を全て満たしていること。

イ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。

ウ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。

エ グループの構成は、収集運搬業者は 2 者以内、処分業者は 1 者とする。

オ 提携して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

5 特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請

本件入札の参加希望者のうち、6 (2)に規定する申請書等の提出日において 4 (1)アの条件を満たしていない者は、2 の担当部局へ本件入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）までに、同年 4 月 3 日付け上下水道局契約公告第 101 号に定めるところにより熊本市上下水道局総務部総務課へ特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請をしなければならない。

6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 30 年 1 月 17 日（水曜日）から平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2 の担当部局で配布する（担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は、行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札書提出締切日までの間、2 の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。また、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは、受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号【単独企業用】又は【グループ用】）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 3 号）

(エ) 処理体制の確認調書（様式第 4 号【単独企業用】又は【グループ用】）

(オ) 営業用車両調書（様式第 5 号）

(カ) 産業廃棄物処分業及び収集運搬業許可証の写し

※分類は汚泥、収集運搬業許可については、排出地（熊本県又は熊本市）及び処分場所在地の許可証の写し

(キ) 営業用車両に係る車検証の写し及び車両写真

(ク) グループ体制調書（様式第 6 号）

(ケ) 委任状（様式第 7 号）

(コ) グループ協定書（様式第 8 号）

※ (ク)、(ケ)及び(コ)は、単独企業で参加する場合は、不要とする。

イ 提出日時

平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒 8 6 2 - 8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水相談課）宛て

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) グループで参加する場合は、ア(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)及び(キ)は、構成員全員分を提出すること。

(ウ) ア(カ)、及び(キ)の書面が添付されていない場合は、当該資格を有しているとは認めない。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5 の申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 熊本市上下水道事業管理者は、(1)により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。

ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成 30 年 1 月 17 日（水曜日）から平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

2 の担当部局

ファックス 096-381-5612

メールアドレス jougesuimizusoudan@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成 30 年 2 月 6 日（火曜日）までに開始し、平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

10 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札及び開札等

(1) 6(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。ただし、5 の申請を行った者から入札書が当該申請に係る審査の終了前に提出された場合においては、特例規程第 2 条において準用する特例規則第 7 条第 4 項の規定により、その者が開札の時ににおいて競争入札参加資格を有することを認められることを条件として入札書を受理するものとする。

ア 提出方法

(ア) 持参又は郵送によるものとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(イ) 入札書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。封筒は二重とし、外封筒は入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。郵送する場合は、更に「親展」と記載すること。なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書（3 回目の入札を予想する場合に限る。）をそれぞれ別の内封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記した上で「再入札書」（又は「再々入札書」）と記入したものを同封すること。

イ 持参の場合

(ア) 提出日時

平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）午前 10 時

(イ) 提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局 別館 1 階入札室

ウ 郵送の場合

(ア) 提出期限

平成 30 年 2 月 8 日（木曜日）までに必着のこと。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 提出先

〒 8 6 2—8 6 2 0 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道事業管理者

（熊本市上下水道局維持管理部水相談課）宛て

- (2) (1) により提出された入札書は、以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

ア 開札日時

平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）午前 10 時

イ 開札場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局 別館 1 階入札室

- (3) グループで入札に参加する場合は、当該グループの代表者又はその代理人が入札書を提出すること。
- (4) 入札書には、トンあたりの収集運搬費と処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札執行回数は、3 回までとする（2 回目以降は、引き続き行う。）。なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす（再々入札も同様とする。）。
- (7) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (8) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、全ての入札書を無効とする。
- (9) 熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 107 号）第 5 条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。なお、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (10) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、1 トンあたりの収集運搬費と処分費の合計額が最低の価格の入札（有効なものに限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 3 グループでの契約

グループにより入札に参加した者が落札した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項の規定により、収集運搬業務及び処分業務のそれぞれを分担する各構成員と個別に契約する。

- (1) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
- (2) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、熊本市上下水道事業管理者の承認を得て、残存構成員が、当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
- (3) (2)の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び熊本市上下水道事業管理者の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
- (4) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、当該グループは解散するとともに、熊本市上下水道事業管理者は、各構成員と締結した契約を解除することができるものとする。

1.4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (3) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (4) 申請書等の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (5) 本件に係る詳細については、仕様書等による。
- (6) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成 24 年上下水道局規程第 8 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号。以下「契約規則」という。）第 5 条第 2 項第 4 号に定めるところにより、免除する。
- (7) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。
- (8) 契約保証金

契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(9) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1 5 Outline

(1) Subcontract Name

Sewage Sludge Collection, Transportation, and Disposal (Cement)

(2) Bidding Administration Contact Information

Suizenji, 6-Chome, 2-45

Chuo-ku, Kumamoto City

〒862-8620

Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau Maintenance

Management Department

Water Consultation Section

TEL: 096-381-5610 (Direct Line)

(3) Bidding Information

Submission Deadlines

In person:

Friday, February 9, 2018 by 10:00 AM

Via mail:

Must arrive by the end of the day on Thursday, February 8, 2018. Late submissions due to unforeseen loss or late delivery will not be considered.

(4) Other

Procedures will only be conducted in the Japanese language in Japanese yen (JPY)

上下水道局契約公告第 1 3 号

平成 3 0 年 1 月 1 7 日

平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日付け上下水道局契約公告第 3 9 6 号で公告した下水汚泥収集運搬及び処分（コンポスト）業務委託に係る条件付一般競争入札について、入札に参加する者が 2 者に満たなかったため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 2 4 年上下水道局規程第 2 5 号。以下「特例規程」という。）第 2 条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 4 年規則第 1 0 2 号。以下「特例規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり再度公告する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

下水汚泥収集運搬及び処分（コンポスト）業務委託

(2) 概要

下水道処理施設から発生する下水汚泥（脱水汚泥）を関係法令に基づき収集運搬し、コンポスト化（肥料化）により処分を行う業務

(3) 履行場所（排出場所）

中部浄化センター（熊本市西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号）外 3 箇所

(4) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

※ ただし、受託者決定の日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間は、業務引継ぎ及び研修等の期間とし、それらの費用については、受託者の負担とする。

(5) 年度毎の見込数量

ア 平成 30 年度 5, 840 トン／年

イ 平成 31 年度 6, 690 トン／年

ウ 平成 32 年度 6, 620 トン／年

(6) その他注記事項

ア 業務の詳細は、仕様書等を参照すること。

イ 見込数量のため、変動があることに留意すること。

ウ 1 トンあたりの単価契約とする。

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局維持管理部水相談課

電話 096-381-5610（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は業務を連携して行うグループとし、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 単独企業及びグループの構成員に共通する資格要件

ア 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、第 1 分類「廃棄物処理業務」・第 2 分類「産業廃棄物収集運搬、処分業務」として熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105

号) 第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。

オ 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

キ 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

ク 本件入札に参加する単独企業及びグループの構成員は、他のグループの構成員として複数に参加していないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 下水汚泥をコンポスト（肥料）として再利用可能な処分場（市場に流通している製品に加工することができる施設）を有する者であること。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可（分類は、いずれも汚泥）を受けている者であること。

ウ 1 日あたり最大 40 トンの収集運搬及び処分が可能なこと。

エ 使用車両（リース車両も可とする。以下同じ。）を 6 (2) に規定する申請書等の提出期限日までに、産業廃棄物収集運搬業許可車両として登録できる者であること。かつ使用車両は、汚泥の飛散、臭気の発散及び脱離液の漏洩がなく適正な運搬ができる車両であること。

(3) グループ参加の資格要件

ア 提携して業務を行うグループの全ての構成員が(1)に定める資格要件を全て満たしていること。

イ 収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担し、業務を遂行する方式であること。

ウ グループとして(2)に定める資格要件の全てを満たしていること。

エ グループの構成は、収集運搬業者は 2 者以内、処分業者は 1 者とする。

オ 提携して業務を行う旨を定めた協定を締結していること。

5 特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請

本件入札の参加希望者のうち、6 (2) に規定する申請書等の提出日において 4 (1) アの条件を満たしていない者は、2 の担当部局へ本件入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）までに、同年 4 月 3 日付け上下水道局契約公告第 101 号に定めるところにより熊本市上下水道局総務部総務課へ特例規程第 2 条において準用する特例規則第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格に関する審査の申請をしなければならない。

6 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

平成 30 年 1 月 17 日（水曜日）から平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2 の担当部局で配布する（担当部局での配布については、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は、行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードで

きる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札書提出締切日までの間、2 の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。また、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは、受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号【単独企業用】又は【グループ用】）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 3 号）

(エ) 処理体制の確認調書（様式第 4 号【単独企業用】又は【グループ用】）

(オ) 営業用車両調書（様式第 5 号）

(カ) 産業廃棄物処分業及び収集運搬業許可証の写し

※分類は汚泥、収集運搬業許可については、排出地（熊本県又は熊本市）及び処分場所在地の許可証の写し

(キ) 営業用車両に係る車検証の写し及び車両写真

(ク) グループ体制調書（様式第 6 号）

(ケ) 委任状（様式第 7 号）

(コ) グループ協定書（様式第 8 号）

※ (ク)、(ケ)及び(コ)は、単独企業で参加する場合は、不要とする。

イ 提出日時

平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局維持管理部水相談課）宛て

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) グループで参加する場合は、ア(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)及び(キ)は、構成員全員分を提出すること。

(ウ) ア(カ)、及び(キ)の書面が添付されていない場合は、当該資格を有しているとは認めない。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5 の申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認めた旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 熊本市上下水道事業管理者は、(1)により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

9 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

平成 30 年 1 月 17 日（水曜日）から平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

2 の担当部局

ファックス 096-381-5612

メールアドレス jougesuimizusoudan@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

平成 30 年 2 月 6 日（火曜日）までに開始し、平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

10 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

11 入札及び開札等

(1) 6(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。ただし、5 の申請を行った者から入札書が当該申請に係る審査の終了前に提出された場合においては、特例規程第 2 条において準用する特例規則第 7 条第 4 項の規定により、その者が開札の時において競争入札参加資格を有することを認められることを条件として入札書を受理するものとする。

ア 提出方法

- (ア) 持参又は郵送によるものとし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
- (イ) 入札書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。封筒は二重とし、外封筒は入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。郵送する場合は、更に「親展」と記載すること。なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書（3 回目の入札を予想する場合に限る。）をそれぞれ別の内封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記した上で「再入札書」（又は「再々入札書」と記入したものを同封すること。

イ 持参の場合

(ア) 提出日時

平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）午前 11 時

(イ) 提出場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局 別館 1 階入札室

ウ 郵送の場合

(ア) 提出期限

平成 30 年 2 月 8 日（木曜日）までに必着のこと。

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 提出先

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道事業管理者

（熊本市上下水道局維持管理部水相談課）宛て

- (2) (1) により提出された入札書は、以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

ア 開札日時

平成 30 年 2 月 9 日（金曜日）午前 11 時

イ 開札場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局 別館 1 階入札室

- (3) グループで入札に参加する場合は、当該グループの代表者又はその代理人が入札書を提出すること。
- (4) 入札書には、トンあたりの収集運搬費と処分費の合計額並びにその内訳金額を記載すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金

額を入札書に記載すること。

- (6) 入札執行回数は、3 回までとする（2 回目以降は、引き続き行う。）。なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす（再々入札も同様とする。）。
- (7) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (8) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (9) 熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 1 0 7 号）第 5 条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。なお、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (10) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 2 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、1 トンあたりの収集運搬費と処分費の合計額が最低の価格の入札（有効なものに限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1 3 グループでの契約

- (1) グループにより入札に参加した者が落札した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 5 項の規定により、収集運搬業務及び処分業務のそれぞれを分担する各構成員と個別に契約する。
- (2) 業務途中において、グループの代表者変更は、これを認めない。
- (3) 代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、熊本市上下水道事業管理者の承認を得て、残存構成員が、当該履行不能となった構成員の業務を履行しなければならない。
- (4) (2) の場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び熊本市上下水道事業管理者の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。
- (5) 代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、当該グループは解散するとともに、熊本市上下水道事業管理者は、各構成員と締結した契約を解除することができるものとする。

1 4 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に関する事項
 - ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争

入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (3) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (4) 申請書等の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

- (5) 本件に係る詳細については、仕様書等による。

- (6) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成 24 年上下水道局規程第 8 号。以下「契約規程」という。）第 2 条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号。以下「契約規則」という。）第 5 条第 2 項第 4 号に定めるところにより、免除する。

- (7) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (8) 契約保証金

契約規程第 2 条において準用する契約規則第 22 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする 履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

- (9) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

1.5 Outline

- (1) Subcontract Name

Sewage Sludge Collection, Transportation, and Disposal (Compost)

- (2) Bidding Administration Contact Information

Suizenji, 6-Chome, 2-45

Chuo-ku, Kumamoto City

〒862-8620

Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau Maintenance

Management Department

Water Consultation Section

TEL: 096-381-5610 (Direct Line)

- (3) Bidding Information

Submission Deadlines

In person:

Friday, February 9, 2018 by 11:00 AM

Via mail:

Must arrive by the end of the day on Thursday,February 8,2018.Late submissions due to unforeseen loss or late delivery will not be considered.

(4) Other

Procedures will only be conducted in the Japanese language in Japanese yen (JPY)